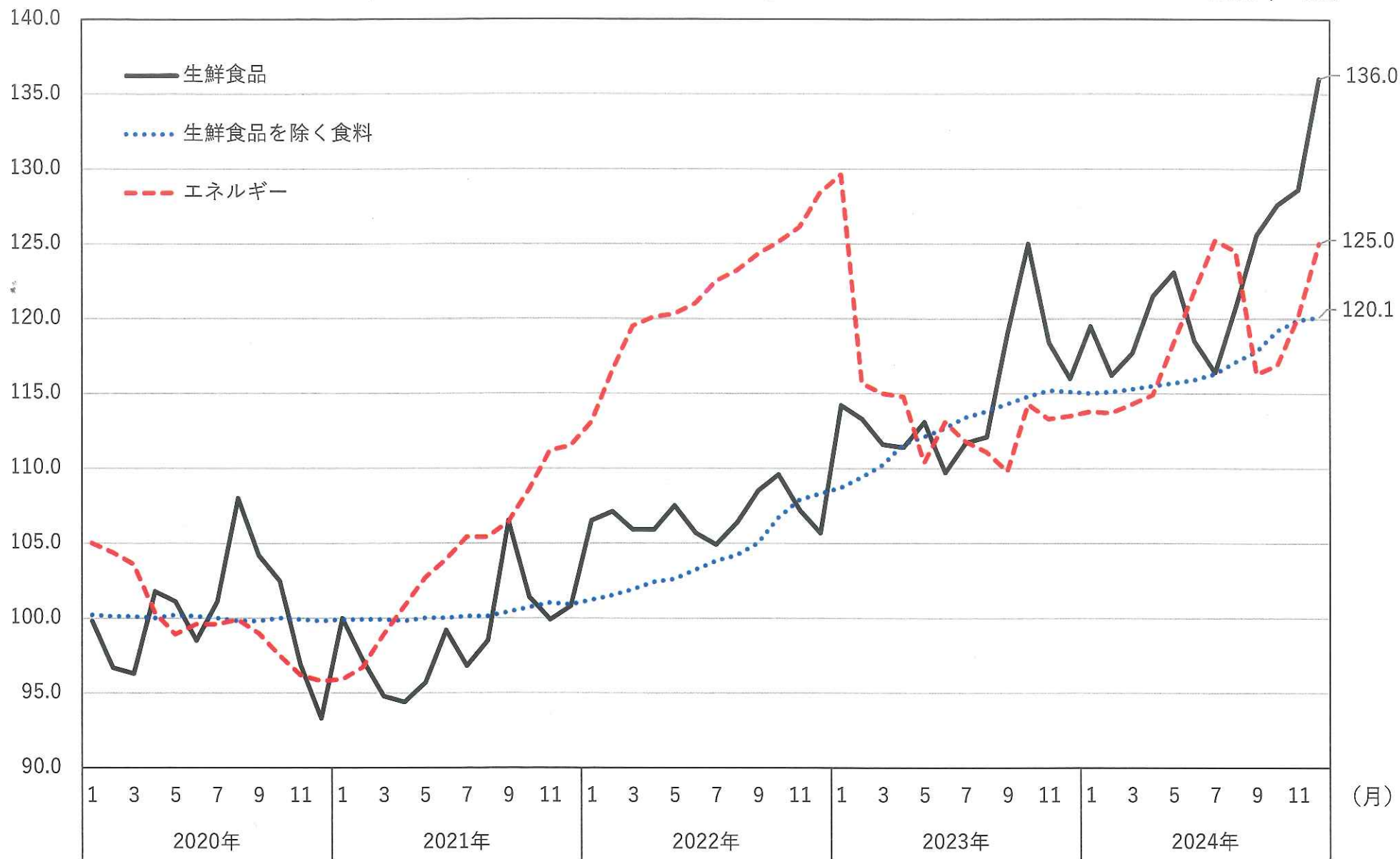


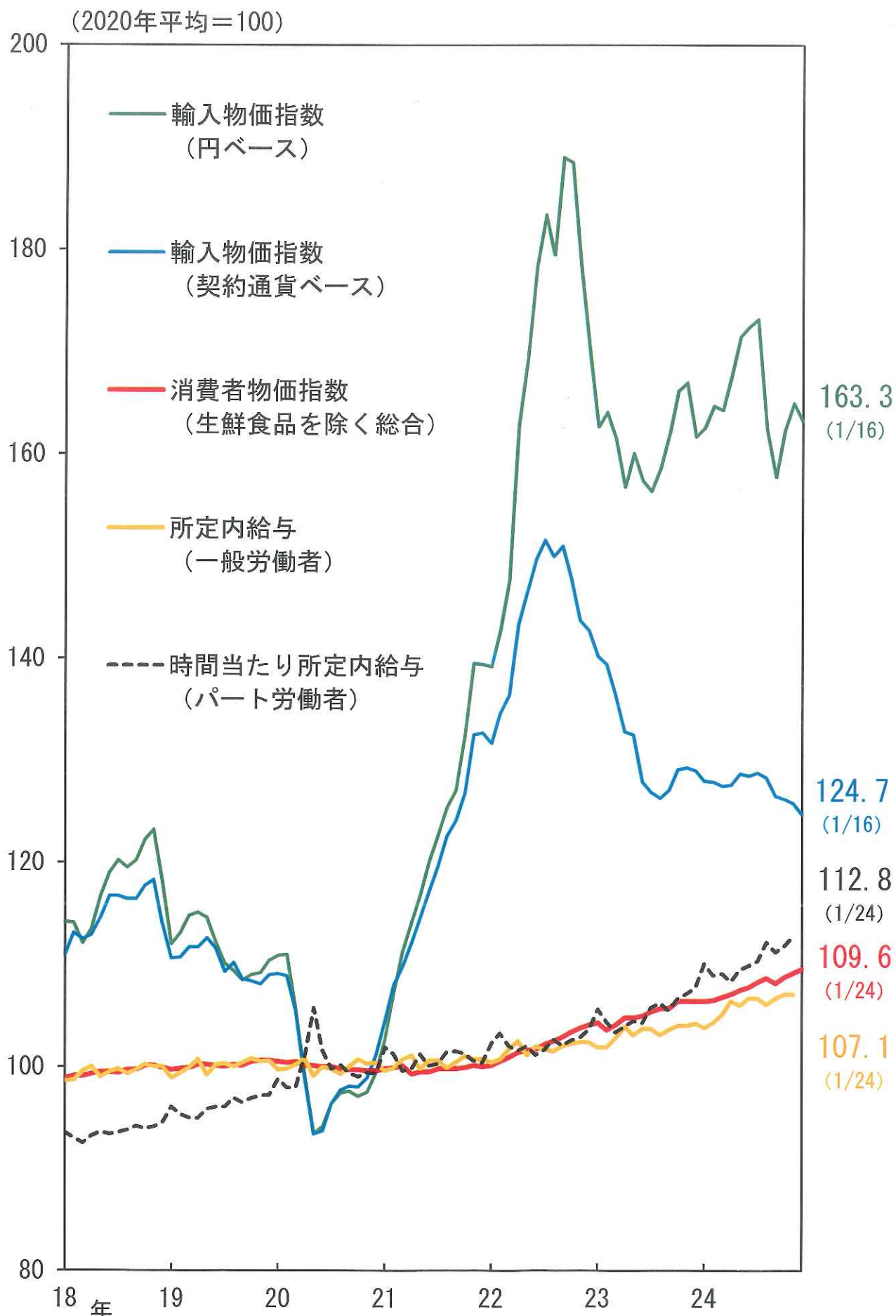
進行する「生活直撃インフレ」

2020年 = 100



出典：消費者物価指数（総務省作成資料）を基に階猛事務所作成 令和7年1月31日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）
（パネル写し）

円安が物価を押し上げ



日銀レビューの試算と階議員ご提示のシナリオによる再試算の結果

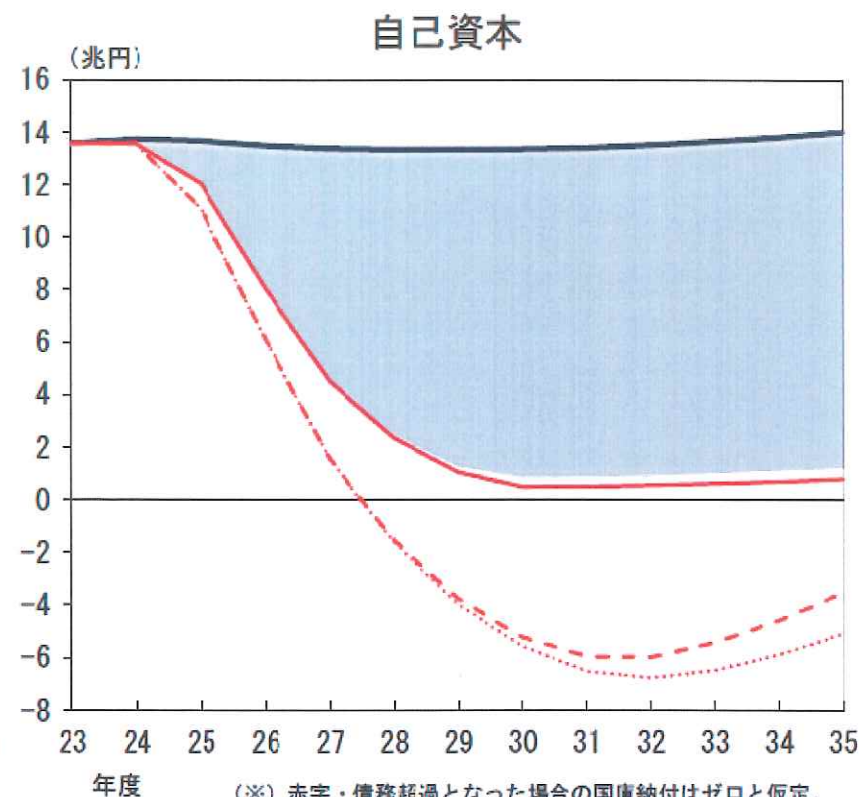
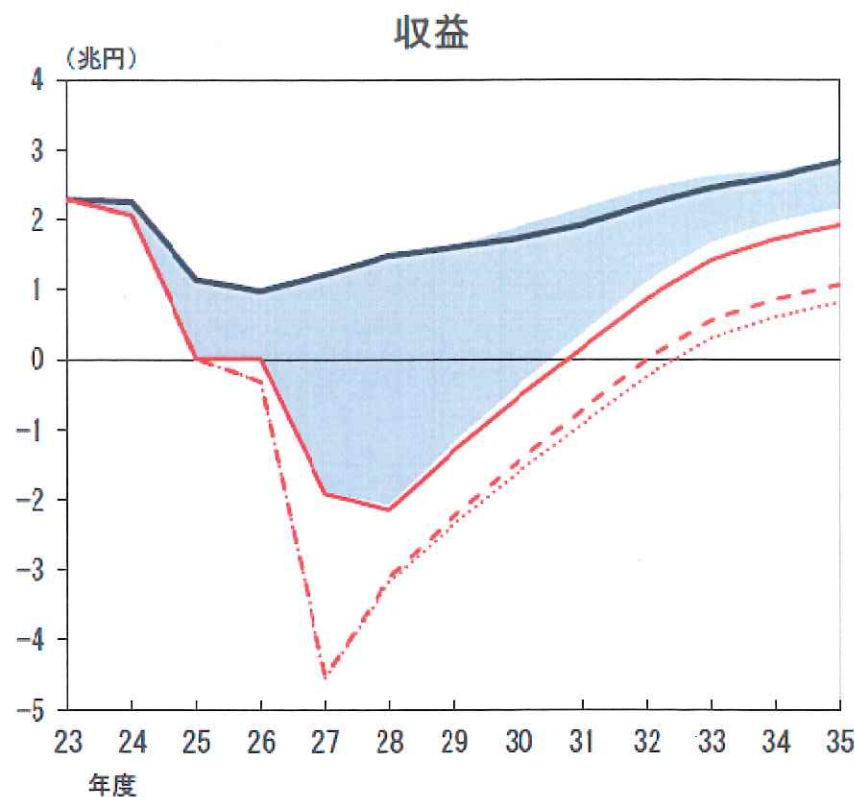
○ 日銀レビューの試算結果： —— および

○ 階議員ご提示のシナリオによる再試算結果

(シナリオ①) 国債の買入れ額を、段階的に月ゼロ兆円まで減額した場合 (注) : ——

(シナリオ②) 保有ETFの分配金を除いた場合 : - - - -

(シナリオ③) シナリオ①および②の組合せ : (注) 超過準備がゼロとなる33年度以降は、償還分とほぼ同額の再投資を再開すると仮定。



(※) 赤字・債務超過となった場合の国庫納付はゼロと仮定。

(パネル写し)

出典：日本銀行作成資料 令和7年1月31日 (金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

賃上げ支援、減税額最大に 4割増の7千億円超 23年度、効果検証が課題 財務省

1/1

2025/01/29 18:08 共同通信

賃上げした企業の法人税を減税する「賃上げ税制」で、2023年度の減税額が前年度に比べ約4割増の7278億円と大幅に増え、制度導入以来最大となったことが29日、財務省のまとめで分かった。賃上げを後押しした一方で、巨額の減税額に見合った効果が出たかどうかの検証が課題となる。

賃上げ税制は13年度に導入。減税額は21年度が2430億円、22年度は5150億円と年々増加している。物価高や企業の業績回復で賃上げが拡大したことが要因。22年度に制度を拡充したことも金額を押し上げた。

23年度は約25万4千件に適用された。業種別では、サービス業が約8万2千件で最多。建設業が約4万9千件、製造業が約3万4千件で続いた。

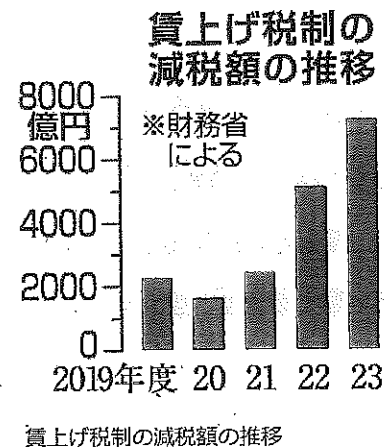
財務省は毎年、法人税に関する減税などの税制措置の適用額を調べており、通常国会に提出している。今国会は2月上旬の見込み。

賃上げ税制を巡っては、会計検査院が今月、従業員のリスキリング（学び直し）など教育訓練費を増やせば税控除額が広がる制度に関し、多数の企業が訓練費の増額分を上回る税控除を受けていたと公表。

「適切ではない恐れがある」と指摘していた。

政府は賃上げ税制全般に関し、今回の集計を踏まえて、効果を検証する。

連合がまとめた23年春闘の傘下労働組合の賃上げ要求に対する企業側回答の最終集計によると、平均賃上げ率は3・58%となり、29年ぶりに3%台を達成していた。



社会保険料・事業者負担軽減法案の概要

※「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」

1. 背景及び目的

- ・約358万者の中小企業は企業数の99.7%・雇用者数の約7割を占め、経済・社会における重要な地位を占めるが、長期化するコロナの影響や物価高によって経営環境は非常に厳しい。
- ・今後の雇用流動化に伴い、労働者の受入れ環境を整えるための十分な支援が必要。赤字法人でも負担しなければならない社会保険料は雇入れの阻害要因になっている。労働者の雇用の安定と処遇の向上のためには、正規労働者の増加が必要。
- ・本法案は、正規労働者を雇用した事業者に対し長期間にわたって助成金を支給することによって、事業者の社会保険料負担を軽減し、労働者の正規労働者としての就業の機会を拡大を図るもの。

→本法案を通じて、コロナの影響や物価高騰の中においても、中小事業者の経営を支えつつ労働者の雇用の安定を実現し、地域経済における消費の拡大、さらには我が国で顕著になっている経済的理由による未婚率の急増や出生率の低下等の改善、健康で文化的で尊厳ある生活を全ての人に保障する社会に向け、参議院選挙の重点政策と位置付け、法案成立に取り組む。

2. 法律による措置事項の概要

- (1) 対象：施行後5年以内に新たに正規労働者を雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者
※1年以内に事業者都合で解雇した従業員がいる場合や、合併等による増減等の場合を除く
- (2) 助成額：新規増加の正規労働者に係る社会保険料の額のうち、中小企業者が負担すべき額の2分の1に相当する額
- (3) 支給期間：雇入れから10年間
例：年収約310万円の正社員を新規に雇用した場合、企業が負担する社会保険料約48.2万円/年のうち、半分の約24.1万円/年を助成

3. 必要予算額

<毎年10万人が利用するものと仮定（非正規→正規：5万人、失業者→正規：5万人）>

初年度の助成額は約241億円（助成終了までの15年間の助成総額は約1兆2,055億円）

4. 法律によって期待される財政上の効果

歳入歳出収支：+3,871億円

（助成期間終了後の継続雇用による税収増を考慮した政策実施後20年間の積算）

※別途、雇用保険の基本手当（失業給付）の給付減（約1,095億円）、社会保険料の納付増（約68,527億円）等が見込まれる

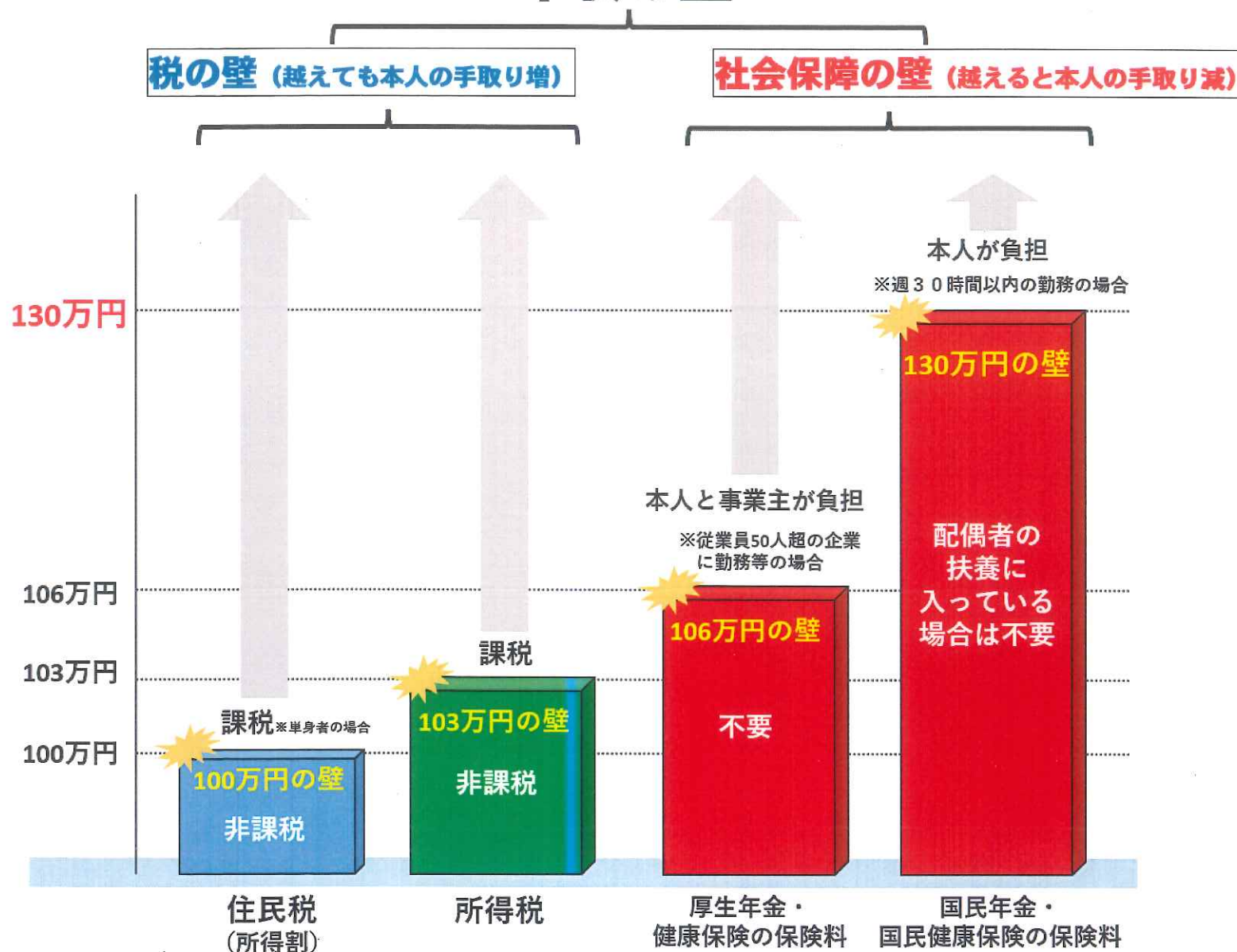
<財政等収支>

助成額	▲ 12,055 億円
法人税の減収	▲ 13,598 億円
歳出増・歳入減	▲ 25,654 億円
消費税・所得税等の増収	29,525 億円
歳入増	29,525 億円
歳入歳出収支	3,871 億円

出典：立憲民主党作成資料

令和7年1月31日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

年収の壁



出典：立憲民主党・階猛事務所 作成資料

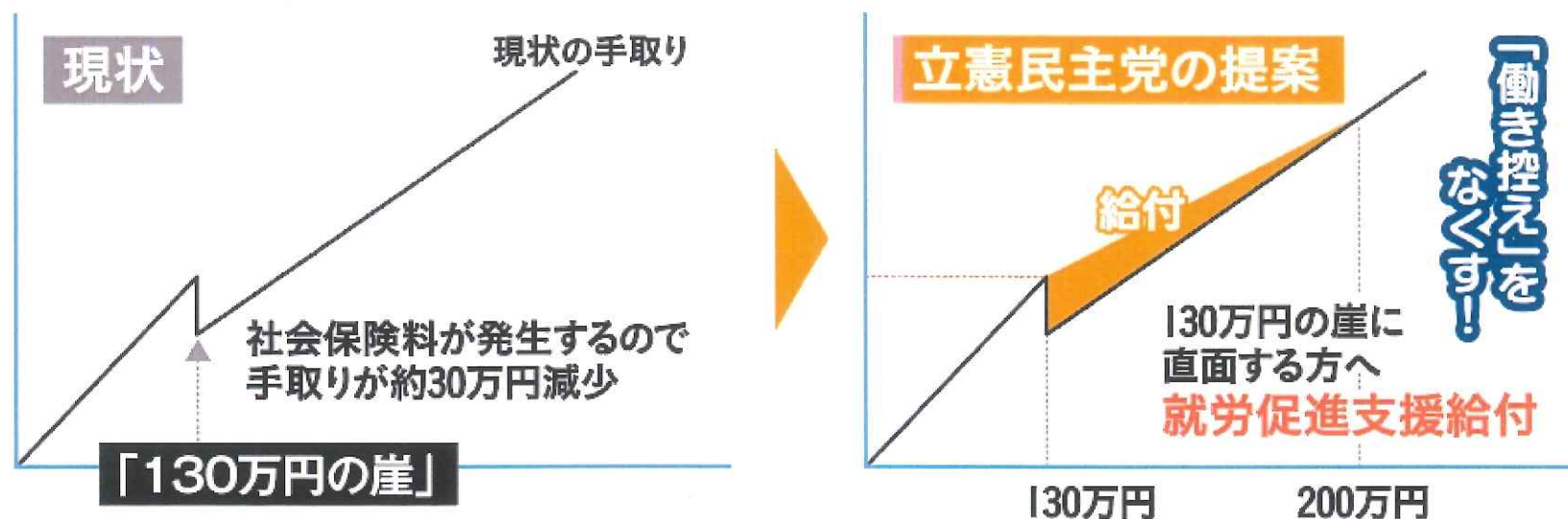
令和7年1月31日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

（パネル写し）

配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、国民年金・国民健康保険の保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまうため、「就労促進支援給付」として、

年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、

徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



※上記法案には、低所得にもかかわらず国民年金等の保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けることも盛り込んでいます。

出典：立憲民主党 機関紙「立憲民主」号外（2024年11月29日発行）より
令和7年1月31日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

【「年収の壁」への対応、事業者への支援策】

（106万円の壁関係・適用拡大に伴う経過措置関係）

- ① 「106万円の壁」として意識されている賃金要件（月額8.8万円）の撤廃
- ② 適用拡大に伴う小規模事業主の行う人材確保措置に対する保険料調整の仕組みの導入
 - ・ 今回の改正で適用拡大の対象となる比較的小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所。任意で適用を受ける企業を含む。）については就業調整の影響がより大きいと考えられる。そのため、こうした企業で働く短時間労働者（年間106万円から151万円程度の収入を得る者を念頭）について、被用者保険（厚生年金・健康保険）加入に伴う手取りの減少を緩和することで、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、国が定める負担割合を前提に、事業主が労使折半を超えて保険料を負担することができる特例的・時間的な経過措置を設けるとともに、この特例措置を利用した事業主に対して労使折半を超えて負担した保険料のうち一定割合を制度的に支援する。
 - ・ 特例措置の適用を受ける短時間労働者の給付は本来の給付と同等のものとする。
 - ・ 特例措置の適用を希望する事業主は、適用開始時に年金事務所等にその旨の簡素な申込みを行うことで適用できることとし、特例措置の適用期間（3年間）の期間中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする。

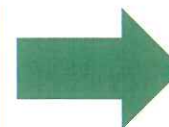
（130万円の壁関係・被扶養認定基準関係）

- ① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入
 - ・ いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。
 - ※ ~~併せて、当面の措置とされている事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化する。~~
- ② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し
 - ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

「106万円の壁」対策・政府案のポイント

賃金要件

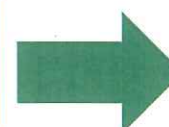
月収88,000円以上



撤廃する

企業規模要件

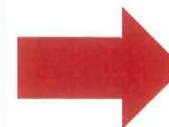
勤め先の従業員数が51人以上



撤廃する
(段階的に)

労働時間要件

週の所定労働時間が20時間以上



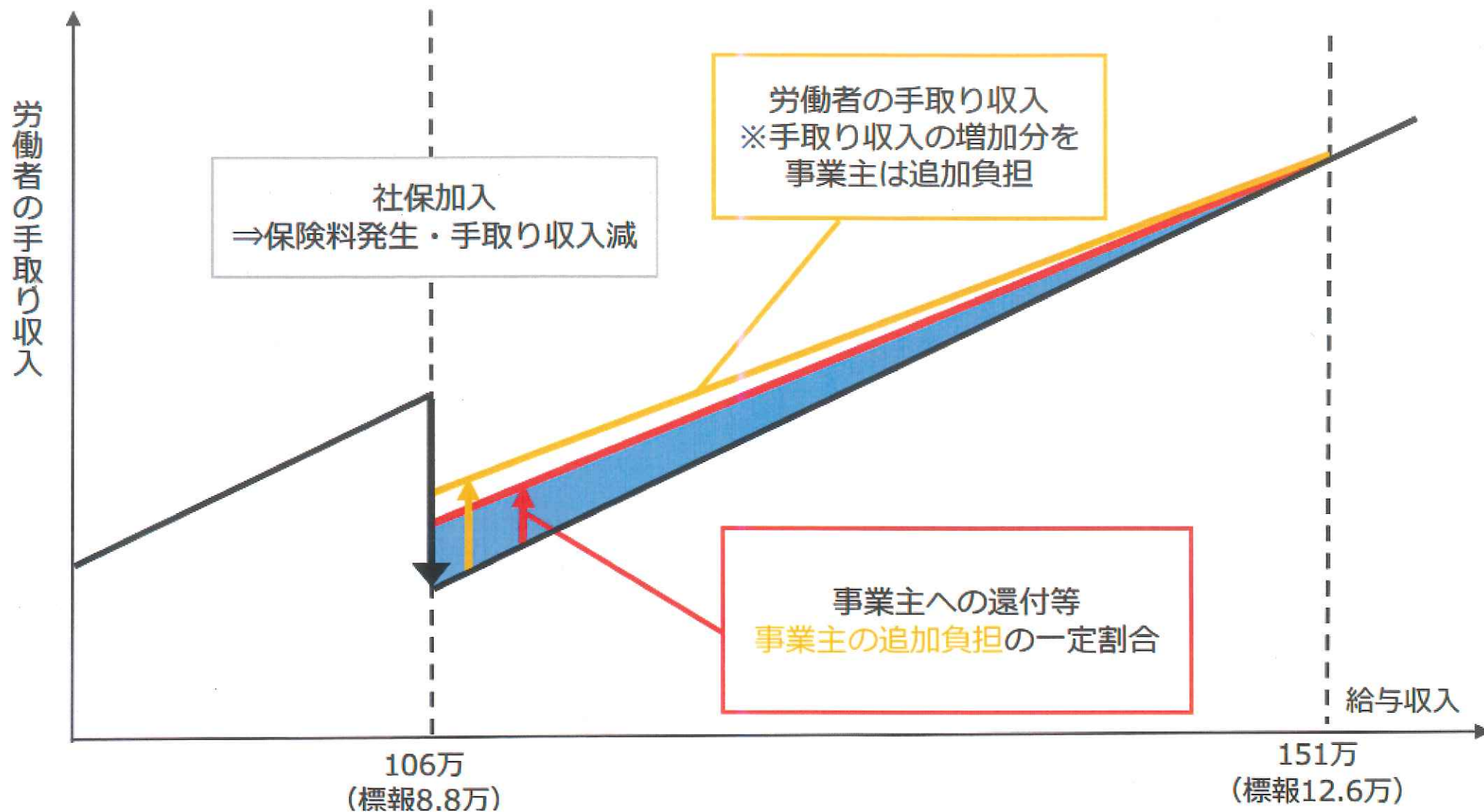
撤廃しない

「20時間の壁」
が発生

「20時間の壁」 超えて発生する
手取り減は埋められず

「働き控え」のおそれ

□ 保険料調整後の手取り収入・調整額のイメージ

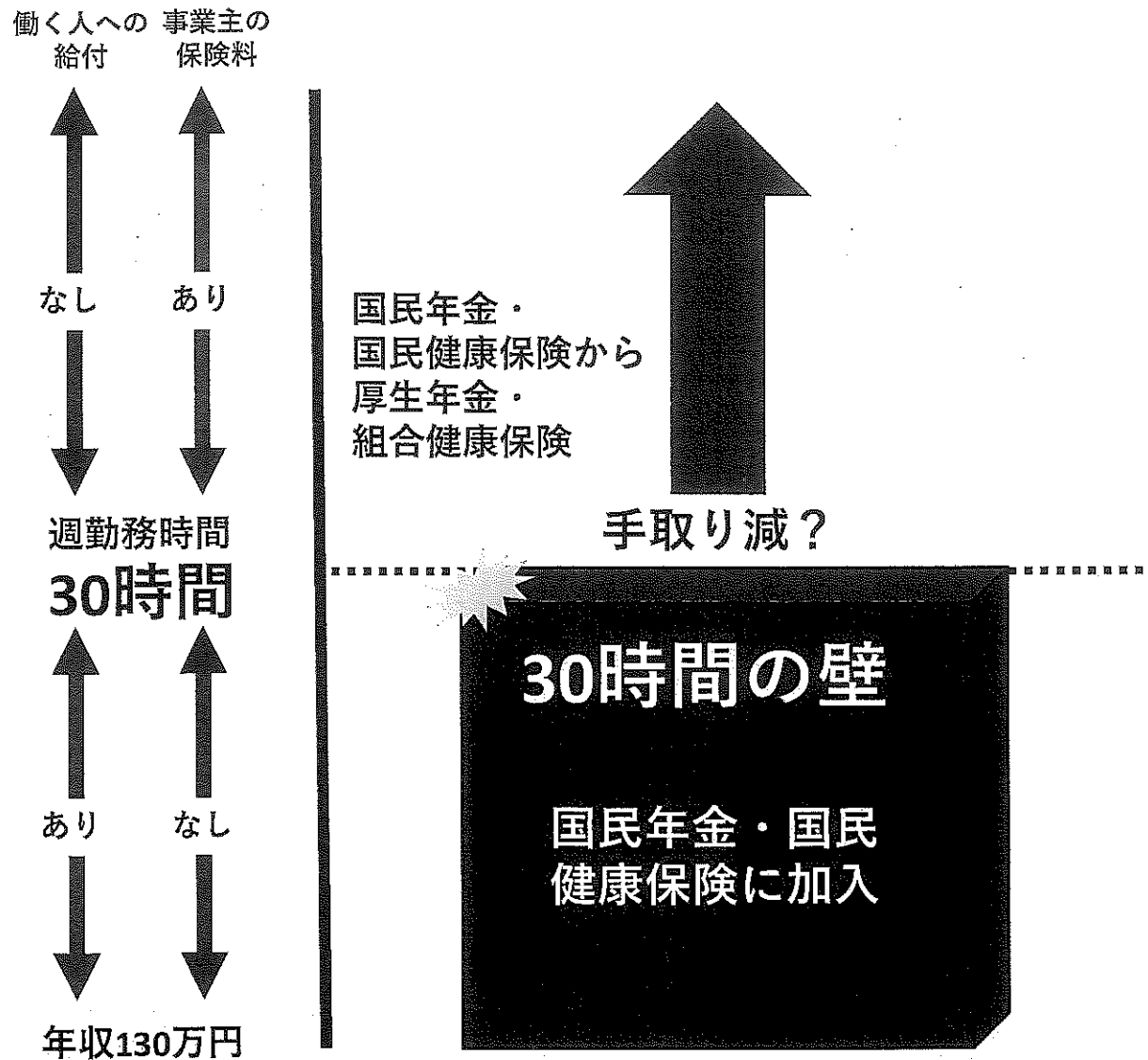


出典：厚生労働省作成資料

令和7年1月31日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

（パネル写し）

立憲案では「30時間の壁」が生じる？



「130万円の壁」等を給付で埋める

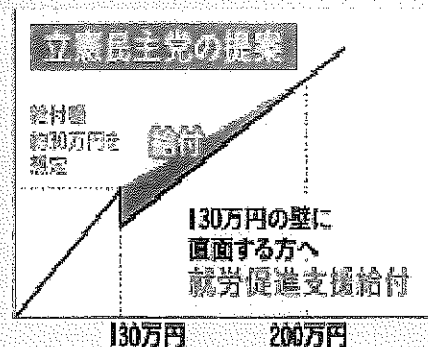
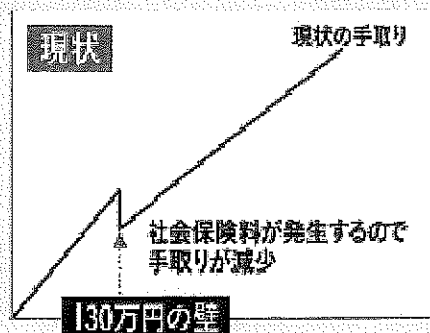
就労支援給付制度の導入に関する法律案

立憲民主党は法案を再提出しました。

※1回日の提出＝2024年2月
※2回日の提出＝2024年11月

年収130万円の壁

130万円を超えると
社会保険の扶養から
外れて手取りが下がる



130万円の
壁に直面する
人へ

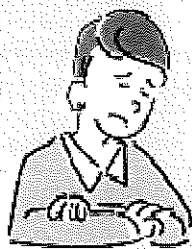
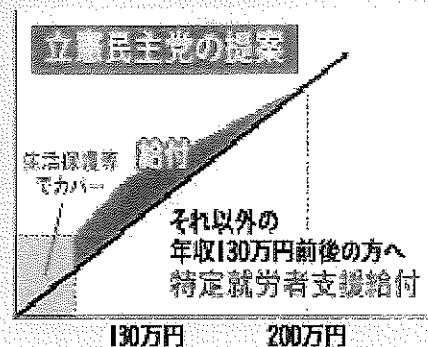
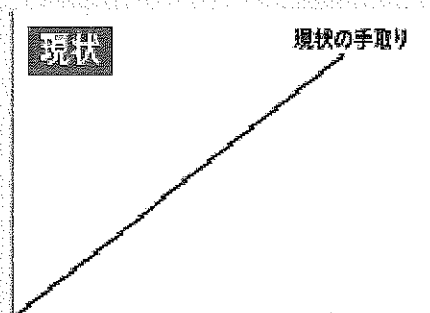
「就労促進支援給付」

◆配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、社会保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまう「年収の壁」に直面します。この手取り減少分を埋めるため、「就労促進支援給付」として、年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



年収のへこみ

年収がインボイスで
さらに減るし物価高で
生活が苦しい



それ以外の
年収130万円
前後の人へ

「特定就労者支援給付」

◆上記の給付対象者以外の方の「年収のへこみ」を埋めるため、国民年金や国民健康保険などの保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けます。年収が130万円を上回る場合は、「就労促進支援給付」と同様の給付金を支給し、年収が130万円を下回る場合には、生活保護など福祉による支援が終わる手前の年収まで徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



○平委員 今何が起きているかという、人手不足です。時給を上げます、時給を上げると、働く時間が少なくなります、この壁を越えちゃいけないので。ですから、働き控えが起きます。人手不足が更に進みます。なので、時給を上げます、そうすると更に時間を削るという無間地獄に今なっているんです。これはかなり抜本的な制度改革が必要ですが、今すぐ、なかなかその制度改革ができるかどうかという、これは結構議論があるところだと思います。

そこで、提案は、この年収の壁を一時的に給付したらどうなるかという話です。これは、給付をして、要は上がって行って、保険料で下がりますよね、それから働き続けるとまた元に戻って、そこから上に上がってくる。ここの崖ですよ、崖をどう越えるかという話ですけれども。

それを、例えば、頭の体操で、その分を給付しますという、二枚目を見ていただきたいんですが、経済効果でいうと、一番下の、総額二・九兆から四・七兆ぐらいの経済効果があります。

もう一枚めくって、三番目ですけれども、この崖を埋めるために、給付するためにかかる国家予算はおおむね六千億円。今、三番の資料を言っています、おおむね六千億円かかるんですが、これを試算すると、企業側も社会保険料を払いますので、換算すると、社会保険料の歳入増は一・一兆円、負担が六千億円なので、ネットで六千億円、社会保険財政はよくなる。更に言うと、所得が増えますので、さっきのGDPのみならず、多分、消費税も増えるんだというふうに思います。

これは、確かに、この間、総理の答弁では、フェアかどうかという観点もすごく大事ですが、この無間地獄を取りあえず脱出する。さらに、これは時限でよくて、これから時給が上がっていきますので、五年ぐらい時限でやると、時給が上がってきて、みんなもう向こう岸にたどり着いているんですね、この崖に橋を渡してあげなくても。ということもありますし、例えば、五年の時限立法の間に抜本的な制度改革をするというやり方もあると思います。

いずれにしても、時給は上がる、人は減るという、この負のスパイラルを何とかしなきゃいけないと思います。今、現場はすごく人手不足です。是非、こういうことも踏まえて対応されたいかかだと思いますけれども、いかがでしょうか、総理。

○岸田内閣総理大臣 パートタイム労働者や非正規雇用労働者の方々について、本人の希望に応じて活躍し、収入を増やしていけるようにすることが重要であり、いわゆる壁の問題、百三十万円の壁等の壁の問題への対応のみならず、正規、非正規の間の制度や待遇面の差の改善、非正規雇用労働者の正規化、こうした幅広い取組を進めていかなければならないと考えています。

その中で、委員御指摘の壁の問題、基本的には、百三十万円の壁については、これを意識せず働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めてきたところであり、いわゆる百六万円の壁についても、最低賃金の千円以上への引上げによって解消されていくものであると見込んできたところではありますが、それでも、被扶養者が扶養から外れて被保険者に転換するという時点に至りますと、やはり、社会保険料が生ずるために就労調整を行う、ちゅうちょする、こうしたことがある、これは指摘のとおりだと思いますし、この問題意識、共有をいたします。そこで、私自身も施政方針演説で、こうした壁の問題について、制度を見直すと申し上げました。

そして、委員の方からは、その見直し、すぐにはできないから、一時的に補填をする、こういったことはどうかという御質問をいただいたわけですが、それに対して、予算委員会初日、萩生田政調会長にもお答えしたように、被扶養者でない単身世帯の方々との間の公平という問題はある、こういった点は指摘はさせていただきました。

しかし、いずれにせよ、問題意識、受け止めて、政府としてどんな対応ができるのか、今申し上げた考え方に基づいて、これは幅広く対応策を検討してまいりたいと思います。

○西田実仁君 次に、働き控えを解消する給付についてお聞きします。

総理が目指す経済好循環への鍵は、賃上げ等で世帯収入を増やすことです。正規雇用者のベースアップとともに、パートやアルバイトなど非正規で働く人の所得増で世帯所得増を目指すべきです。

パートタイム労働者の時給はおよそ十年間で二割上昇しています。しかし、年収はほぼ横ばいです。時給が増えても就業調整により働く時間を短くしているからです。なぜ就業調整するかといえば、働けば働くほど世帯年収が減少する働き損が発生するからです。

野村総研の調査によれば、就業調整をしている有配偶パート女性の八割近くが、百六万あるいは百三十万円といった所得を超えても働き損にならないのなら今より年収が多くなるように働きたいとしています。手取りが増えるなら働きたいと思う人が働き、それに伴い収入増が実現される仕組みが必要ではないでしょうか。

その具体策として、配偶者のあるなしにかかわらず、一定範囲の年収、例えば大企業にお勤めの場合、所得百六万から百十九万までは十五万円を給付、百二十万円から百三十四万円は十万円給付といったように、所得水準に応じた階段型とすることで世帯の在り方に中立的な給付制度にすることもできます。

野村総研の試算によれば、計四千三百億円の時限的な給付によりGDPは八・七兆円増え、税収は給付総額をはるかに上回る約七千九百億円増えるとの試算もあります。給付よりも大きな税収増ということです。

総理は、衆議院での議論の中で単身世帯への不公平感の課題を指摘されておられますが、配偶者の有無にかかわらず給付の対象とすることで、単身世帯等への配慮を行った上で、働き控えの解消とそれに伴う収入増を実現する仕組みとして検討するお考えはあるのでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 民間企業における諸手当は労使の話し合いを経て自主的に設定されるものでありますが、本来は、これ働き方の違いによらずに中立的である、これが望ましいものであると認識をしています。

その賃上げ税制についても、既に配偶者手当なども含めた賃金の引上げに対し税制優遇を措置しており、御指摘の上限の撤廃などについても一定……（発言する者あり）失礼、こうした様々な配慮が行われておりますが、ごめんなさい。いや、失礼、ごめんなさい。（発言する者あり）はい、失礼。

まず、冒頭、賃上げが重要だということを申し上げた上で、この賃上げが上がっても制度的な壁により就労時間の調整が行われる、これ結果として世帯所得が増えなくなる。こうしたこととともに、人手不足の中にあっても労働力が増えないこととなります。このために、一月の私の施政方針においてこうした制度を見直すということを申し上げた次第であります。

この百三十万円の壁の問題については、これを意識せずに働くことが可能であるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めているところでありますが、それでもなお被扶養者については、扶養から外れて被保険者に転換するところで社会保険料が生ずるため、就労調整が行われるという指摘があります。被扶養者でない単身者の方々との公平性に留意する、委員の方からもこれは御指摘ありましたが、この留意はしつつ、政府としてどのような対応が適切なのか、幅広くこれ対応策、検討してまいります。